

## 議案第14号

佐野市生活改善センター条例の改正について

佐野市生活改善センター条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和4年2月25日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市生活改善センター条例の一部を改正する条例

佐野市生活改善センター条例（平成18年佐野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1 佐野市白岩生活改善センターの項、佐野市上牧集落センターの項及び佐野市秋山生活改善センターの項を削る。

別表第2 中第2項の表を削り、第3項の表から第7項の表までを1項ずつ繰り上げ、別表第2 第8項の表中「、佐野市上牧集落センター、佐野市下牧農村生活センター及び佐野市秋山生活改善センター」を「及び佐野市下牧農村生活センター」に改め、同表を第7項の表とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

理 由

佐野市白岩生活改善センター、佐野市上牧集落センター及び佐野市秋山生活改善センターを廃止するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第14号参考資料

佐野市生活改善センター条例の改正案 新旧対照表

現 行				改 正 案			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
名称		位置		名称		位置	
(略)		(略)		(略)		(略)	
佐野市白岩生活改善センター		佐野市白岩町329番地1					
(略)		(略)		(略)		(略)	
佐野市上牧集落センター		佐野市牧町1940番地4					
(略)		(略)		(略)		(略)	
佐野市秋山生活改善センター		佐野市秋山町734番地					
別表第2（第7条関係）				別表第2（第7条関係）			
1 (略)				1 (略)			
2 佐野市白岩生活改善センター							
区分		9時から13時まで	13時から17時まで	17時から22時まで			
木工室	入場料を徴収し	550円	550円	1,100円			
	ない場合						
	入場料を徴収する場合	2,750円	2,750円	5,500円			
	入場料が500円以下のとき						
	入場料	5,500円	5,500円	11,000円			

		が 500 円を超 えると き		
和室（8畳間）		440円	440円	880円
和室（4.5畳間）		220円	220円	440円
調理実習室	1回につき550円			
冷暖房	規定使用料の4割に相当する額			

3～7 (略)

8 佐野市田名網集落センター、佐野市上牧集落センター、佐野市下牧農村生活センター及び佐野市秋山生活改善センター

(表略)

備考 (略)

2～6 (略)

7 佐野市田名網集落センター及び佐野市下牧農村生活センター

(表略)

備考 (略)